

令和4年度入学（一般選抜 後期日程）試験問題の出典

看護学部

種別	大問番号	著者名	著作物名	書名等	版元
小論文	一	政府広報オンライン	ハンセン病の悲しい歴史を知っていますか	政府広報オンライン, 2013年, < https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201108/3.html > より、一部改変	政府広報 オンライン
	一	高木 智子	ハンセン病療養所、4割が本名名乗れず 残る偏見、差別	「朝日デジタル」, 2021年6月6日, < https://www.asahi.com/articles/ASP6666JZP5TTIPE00L.html?iref=pc_ss_date_article > より、一部改変 *承認番号 (22-1143) *朝日新聞社に無断で転載することを禁止します。	株朝日新聞社
	一	日本経済新聞	法整備も「社会変わらぬ」ハンセン病、違憲判決20年	「日本経済新聞」, 2021年5月11日付, < https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXZQOUE10CKA0Q1A510C2000000 > より、一部改変	日本経済新聞社

令和4年度 一般選抜・後期

看護学部
小論文 (90分)

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この冊子は、4ページあります。なお、下書き用紙が2枚あります。
- 3 試験中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの脱落などがあった場合は、手を挙げて試験監督者に知らせなさい。
- 4 解答は、必ず黒鉛筆(シャープペンシルも可)で記入し、ボールペンや万年筆などを使用してはいけません。
- 5 解答用紙には、氏名及び受験票と同じ受験番号を忘れずに記入しなさい。
- 6 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 7 下書きの必要があれば、下書き用紙を利用してかまいません。
- 8 試験終了後、問題冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。

下記の3つの文献を読み、あとの問い合わせに答えなさい。(150点)

ハンセン病は古くから知られている病気で、1873年(明治6年)に、ノルウェーのハンセン医師によって、病の原因である「らい菌」(感染菌)が発見されたため、ハンセン病と呼ばれている。日本においては、1907年(明治40年)、患者を収容する目的で「^{らい}癞予防ニ関スル件」という法律が制定され、その後、1931年(昭和6年)「^{らい}癞予防法」の制定によって、ハンセン病患者を強制的に療養所に収容し、一般社会から隔離するという「隔離政策」が行われるようになった。この政策は患者の救済についても目的としていたが、人々の間には、ハンセン病は伝染しやすい、というイメージが広まり、偏見を強めることとなつたと言われている。

よくある誤解・思い込み	正しい知識
<ul style="list-style-type: none">・感染力が強い・遺伝病である・不治の病である	<ul style="list-style-type: none">・日常生活で感染する可能性はほとんどない・感染力が弱く、うつりにくい・感染しても発病することはまれである・遺伝病ではない・早期に発見し、適切な治療をすれば、完治する

その後、ハンセン病の研究が進み、らい菌は、感染力が非常に弱く、たとえ感染しても発病することはまれであることが明らかになった。また、1940年(昭和15年)代以降は、治療法が確立され、早期に発見し、適切な治療を行えば、治すことができる病気となつた。

ところが、ハンセン病が感染症であり適切な治療を行えば治ることが分かっても、なお隔離政策が続いたことなどから、それまでの誤解が払拭されず、「感染」というイメージから、ハンセン病患者やその家族は偏見・差別を受けてきた。

ハンセン病と診断された方々は、生涯、療養所から出ることはできず、親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことや、結婚しても子どもを生むことは許されなかつた。また、実名を名乗ることができず、亡くなつても故郷の墓にマイソウしてもらえないなど、さまざまな苦痛を強いられてきた。この隔離政策は1996年(平成8年)まで継続されていた。⁽¹⁾

(政府広報オンライン『ハンセン病の悲しい歴史を知っていますか』、2013年、<<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201108/3.html>>より、一部改変)

ハンセン病の全国13の国立療養所の入所者のうち、社会に残る偏見と差別などを理由に、4割近い380人が本名を伏せた生活をヨギなくされていることが朝日新聞のアンケートで分かつた。社会復帰した後に再入所した人は、少なくとも延べ313人いた。⁽²⁾

患者を強制的に隔離した「らい予防法」の廃止から25年、国の隔離政策の違憲性を認めた2001年の

熊本地裁判決から 20 年を迎えた。長い隔離の末、社会でのつながりが断たれた結果、回復できない「被害」がいまなお続いている。

朝日新聞は療養所の入所者でつくる自治会にアンケートし、自治会が休止している奄美和光園は園側が答えた。

13 療養所には 5 月 1 日現在、計 1001 人が入所、平均年齢は 87 歳。予防法廃止時は 5413 人だった。

アンケートの回答によると、本名と異なる「園名」を使う入所者は 380 人いた。地元で差別にさらされる家族への配慮から入所時に園名となり、その後も使い続けている。全入所者に占める割合は 38 %。5 年前に朝日新聞が同様の調査をした時と割合は変わらなかった。

菊池恵楓(けいふう)園(熊本県)では 97 人が園名を使っていて、最も多かった。自治会は本名に戻せない理由を、「家族の結婚や就職差別への不安があるため」「ふるさとがどこかさえ言えない人もいる」と説明。栗生楽泉(くりうらくせん)園(群馬県)は入所者の半数以上の 38 人が園名だ。「半世紀以上使ってなじんでしまい、いまさら本名に戻せない」などという。

予防法廃止後に再び入所したのは少なくとも延べ 313 人。短期の入所も含むが、多くは「高齢化して健康不安になっても病歴を伝えづらく、身近な病院に通えない」「頼れる家族や親族がない」「高齢になり独居も不安」などで、社会での孤立が続く状況がうかがえる。

自治会は各療養所の入所者で組織され、国に処遇の要望などを伝えているが、休止中の奄美和光園のほか、東北新生園(宮城県)、駿河療養所(静岡県)、邑久光明園(岡山県)などの 9 自治会が「(活動の)継続は難しい」と答えた。入所者の減少と高齢化による担い手不足などが理由で、入所者の権利を守るため、第三者を交えた人権擁護委員会の支援などを求める声があった。

ハンセン病の「語り部」は計 30 人ほど。さらに新型コロナウイルス禍で研修や視察が制限され、教訓を社会に伝える取り組みは足踏みが続く。

(高木智子、『朝日デジタル』2021 年 6 月 6 日「ハンセン病療養所、4 割が本名名乗れず 残る偏見、差別」<https://digital.asahi.com/articles/ASP6666JZP5TTIPE00L.html?_requesturl=articles/ASP6666JZP5TTIPE00L.html&pn=8> より、一部改変)

ハンセン病患者の強制隔離を憲法違反と断じ、国の責任を認めた 2001 年 5 月の熊本地裁判決から、11 日で 20 年。2019 年 6 月には同地裁判決で元患者の家族の被害も認定され、司法が再び問題に光を当てた。補償の法整備は進んだが、元患者からは「偏見・差別は今も存在する」との声が漏れる。専門家は、国や自治体のたゆまぬ啓発が必要だと指摘する。

〔やっと人間になれた〕〔太陽は輝いた〕。2001 年 5 月の判決後、元患者から歓喜の言葉が次々にあふれた。歴史が変わる、そう信じた。しかし今、原告の一人で元患者の豊山勲さん(72)=鹿児島県=はこう話す。〔何も変わらない。ただ年月だけが経過した〕

熊本県によると、県民対象の 2018 年のアンケートで、元患者らへの偏見・差別意識を持っているかとの質問に「ある」が 2.9 % で「少しある」が 23.6 %。高齢の世代ほど差別意識が残る傾向がみられ

た。一方「ハンセン病が感染しにくい病気と知っているか」の問いには、20~30代で「知らない」と答える人が目立ち、若年層が正しい認識を持っていない現状も浮かんだ。

隔離政策を明確に否定した2001年5月の判決に対し国はコウソせず、⁽³⁾小泉純一郎首相(当時)が謝罪。元患者を対象とした補償金支給法が成立した。しかし、それから間もない2003年11月には、熊本県内の温泉ホテルが元患者の宿泊を拒否する問題も起きている。

社会に染みついた根深い差別。一連の訴訟で弁護団に加わった八尋光秀弁護士は「解消には最低100年はかかる。スタートラインに立ったばかりだ」。国と自治体が連携して啓発活動を続けることが欠かせず、自治体が隔離政策にどう加担したのかも検証すべきだと訴える。

全国13カ所の国立療養所の入所者は、厚生労働省のデータによると、2001年の熊本地裁判決当時4375人だったが、共同通信の集計では今年3月時点で1003人に減った。平均年齢は80代後半で、高齢化が進む。過酷な体験を社会で継承することが求められる中、新型コロナウイルスの影響で、講演会などができる状況が続いている。[共同]

ハンセン病本人訴訟原告の元患者、豊山勲さん(72)=鹿児島県=と、家族訴訟原告の林力さん(96)=福岡市=は、いずれも裁判や講演会などを通じ、元患者や家族に対する差別や偏見の解消に取り組んできた。熱意の原動力として2人がともに口にするのは、家族への愛情だ。

豊山さんは13歳の時、国立療養所星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)に入所させられた。兄は故郷にいられなくなり、出稼ぎ名目で去った。姉は離縁をヨギなくされた。⁽²⁾父親が亡くなったと知ったのは、死去の6年後だった。「患者だけでなく、家族も同じ地獄を見た。親きょうだいの流した涙をそのままにしていいわけがない」

林さんは、患者だった父と幼くして離れ離れになり、臨終にも立ち会えなかった。初めて恋愛をした相手は、父がハンセン病患者だと知ると離れていった。それでも「父ありてこそ人生。父がいたら、私は差別と闘う人間でありたいと思える」と、胸を張って生きてきた。

本人・家族訴訟の判決が法整備を進めたものの、社会には今も差別構造が残ると指摘する点も、2人に共通する。

本人訴訟で目指したのは、差別や偏見のない社会をつくることと、亡くなった人を含め全て故郷に帰すことだった。全国の療養所の納骨堂には今も、行き場のない元患者の遺骨が多く残る。一度退所してから戻る人も後を絶たない。敬愛園を2004年に出て豊山さんも「社会復帰者と呼ばれることがあるが、今も社会と真に共生している実感はない」と漏らす。

「社会が変わらない」原因の一つに市民の無関心を挙げる林さんだが、社会を変えようという気力は衰えない。「差別の中で生き抜いてきた人の勇気や努力を伝えていくことが大切だ」と語り、終生闘い続ける覚悟を示している。[共同]

(『日本経済新聞』2021年5月11日付、「法整備も『社会変わらぬ』ハンセン病、違憲判決20年」
<https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXZQOUE10CKA0Q1A510C2000000>より、一部改変)

問 1 下線部(1)～(3)を漢字で表しなさい。

問 2 3つの文献を読み、二重下線部(A), (B)のような言葉が発せられた理由となる社会的問題を300字以内で述べなさい。

問 3 問2で述べた問題について、「社会に求められること」及び「あなた自身に求められていること」について、あなたの考えを800字内で述べなさい。